

(別紙2)

障がい者雇用促進企業登録申請書類作成に係る注意事項

1 資格登録番号・登録業種番号について

資格登録番号・登録業種番号は、物品等競争入札参加資格申請後に県から通知された「競争入札参加資格審査結果」をご確認ください。

・資格登録番号は項目1「資格登録番号」を記入してください。

・登録業種番号は項目4「登録業種」の「【物品の製造／販売】小分類」欄に記載している小分類コードと、「【物品の製造／販売】細分類」欄でチェックがついている細分類名称から別表1の細分類番号を確認し、小分類番号－細分類番号の形式で記入してください。

(例. 小分類番号が「01：衣服・その他繊維製品類」、細分類名称欄で「制服・事務服」と「作業服・防寒着」にチェックが入っている場合、登録業種番号は「01-01, 02」と記入してください。

2 「障がい者の雇用状況」の記入方法及び「障がい者雇用率」の計算方法について

障がい者雇用促進企業登録申請書(第1号様式)により、次のとおり項目の番号ごとに障がい者の雇用状況等を記入してください。

なお、記入・計算方法については、別表4に登録申請書の記入例を記載していますので、ご参照ください。

(1) 申請書の②「常時雇用する労働者の総数」については、事業所で常時雇用している労働者(以下、「常時雇用労働者」といいます。)の総数を記入してください。

なお、常時雇用労働者については1週間の労働時間が30時間以上であって次のとおり1年以上継続して雇用される者をいいます。

ア 雇用期間の定めのない労働者

イ 一定期間(1ヶ月、6ヶ月等)を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が回復更新されて事実上「ア」と同様の状態にあると認められる者

ウ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上「ア」と同様の状態にあると認められる者

※ 「出向中」の労働者を出向元、出向先のいずれの事業主の労働者として取り扱うかについては、雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。

※ パートタイムの労働者等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。

※ 登録型の派遣労働者の場合、契約期間に多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用労働者に含まれる場合があります。詳細は公共職業安定所にお問い合わせください。

(2) 申請書の③「除外率」については、別表3「除外率一覧表」に該当する場合に記入してください。該当しない場合は「0」と記載してください。

(3) 「障がい者」については、別表2「障がい者の区分一覧表」の各区分に定める要件に該当する者としてします。

(4) 申請書の⑥「(常時雇用)重度障がい者」については、重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者である常時雇用労働者の人数を記入してください。

重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者に該当する者については、別表2「障がい者の区分一覧表」を参照してください。

(5) 申請書の⑦「重度以外の障がい者」については、⑥の重度障がい者以外の障がい者である常時雇用労働者の人数を記入してください。

(6) 申請書の⑨については、重度の身体障がい者、重度の知的障がい者である短時間雇用労働者の人数を記入してください。

(7) 申請書の⑩については、⑨の重度障がい者以外の障がい者である短時間雇用労働者の人数を記入してください。

※ 申請書⑨及び⑩に記載する「短時間雇用労働者」とは原則として雇用保険の短時間労働被保険者となる方ですが、具体的には次の要件に該当することが必要です。

ア 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること。

イ 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。

(8) 上記の(1)から(7)で記入していただいた数値を申請書の①、④、⑤及び⑧に記載している計算式により計算のうえ、計算結果を記入してください。

(9) ⑪の計算式により計算した結果を障がい者雇用率(%)として記入してください。

※ ⑪の障がい者雇用率が2.7%以上である場合は、「障がい者雇用促進企業等からの物品の購入に係る取扱い要綱」第2条第2号ウの規定を満たすこととなりますが、2.7%未満である場合は、規定を満たさないため障がい者雇用促進企業として登録ができませんのでご注意ください。

※ 障がい者の方の雇用状況を確認するための資料として、身体障がい者手帳・療育手帳の写しを添付してください。

別表1 業種区分表

大分類：物品の製造／販売

小分類 番号	小分類名称	細分類 番号	細分類名称
01	衣服・その他繊維製品類	01	制服・事務服
		02	作業服・防寒着
		03	雨衣
		04	帽子
		05	タオル・寝具
		06	テント・シート
		07	スポーツウェア
		08	その他
02	ゴム・皮革・プラスチック製品類	01	タイヤ
		02	作業靴
		03	長靴類
		04	カバン
		05	手袋
		06	その他
03	窯業・土石製品・金属製品類	01	陶磁器
		02	ナンバープレート
		03	貴金属
		04	その他
04	フォーム印刷	01	OCR
		02	窓あき封筒
		03	圧着ハガキ
		04	フォーム印刷
		05	その他
05	その他印刷類	01	オフセットA（カラー印刷）
		02	オフセットB（白黒印刷、主に複写・封筒・5000通しを超えるもの）
		03	オフセットC（白黒印刷、主にページ物・5000通し以下のもの）
		04	写真印刷
		05	オンデマンド印刷
		06	シール・ステッカー
		07	製本
		08	地図印刷
		09	その他
06	図書・電子出版類	01	図書・書籍
		02	地図
		03	PDF
		04	電子書籍
		05	CD-ROM・DVD-ROM
		06	その他
07	車両類	01	普通自動車・軽自動車
		02	トラック
		03	バス・マイクロバス
		04	清掃車
		05	救急車両

		06	消防ポンプ自動車
		07	その他特殊自動車
		08	二輪車
		09	車両用部品（バッテリー・オイル等）
		10	小型ポンプ積載車
		11	その他
08	船舶類・輸送・搬送機械器具類	01	船舶
		02	船舶部品・用品
		03	航空機・ヘリコプター
		04	ドローン（無人航空機）
		05	自転車
		06	その他
09	燃料類	01	ガソリン
		02	灯油
		03	工業用ガス
		04	プロパンガス
		05	コークス
		06	その他
10	家具・什器類	01	什器
		02	書架・本棚
		03	家具類
		04	ガラス・装飾
		05	祭壇関係
		06	畳
		07	その他
11	一般・産業用機器類	01	産業用機械
		02	建設機器
		03	農業機器
		04	水処理機器
		05	自動販売機・券売機
		06	破碎刃
		07	機械工具
		08	厨房調理機器全般
		09	消毒機器類
		10	清掃工場関連部品
		11	その他
12	電気・通信用機器類	01	電気機器
		02	通信機器
		03	空調機器
		04	音響機器
		05	放送機器
		06	カメラ・映写機
		07	昇降機
		08	その他
13	電子計算機類	01	パソコン
		02	サーバ
		03	OA 周辺機器
		04	ソフトウェア
		05	その他

14	精密機器類	01	計量機器・測定機器
		02	試験分析機器
		03	理化学機器
		04	気象観測機器
		05	光学機器
		06	その他
15	医療用機器類	01	医療器具等
		02	福祉用具・車椅子
		03	保健設備用品類
		04	AED
		05	その他
16	事務用機器類	01	印刷機・複写機
		02	製本機
		03	事務機器
		04	その他
17	薬品・医薬品・医療用品類	01	工業薬品
		02	農業薬品・防疫剤
		03	プール薬品
		04	特殊薬品
		05	医薬品
		06	医療用消耗品
		07	介護用品類
		08	その他
18	事務用品類・紙製品類	01	筆記具・文具用品類
		02	選挙関連用品類
		03	ロッカー・棚・キャビネット類
		04	机・椅子
		05	書架・本棚類
		06	切手・はがき
		07	用紙・再生紙
		08	紙製品・段ボール
		09	トナー・インクリボン等
		10	偽造防止加工用紙
		11	印鑑類
		12	その他
19	土木・建設・建築材料	01	一般資材
		02	上下水道資材
		03	道路用資材
		04	木材全般（合板・竹等）
		05	コンクリート全般
		06	コンクリート二次製品
		07	セメント二次製品
		08	砕石・砂利・砂
		09	水道メーター
		10	下水道メーター
		11	その他
20	消防・防災・警察用品類	01	消防用被服・防護服
		02	消火器・消火設備等
		03	火災警報器

		04	消防機器・通信・用品類
		05	救命用品・用具
		06	防災通信機器
		07	ヘルメット・安全用品
		08	防災・防犯機器
		09	非常用発電装置類
		10	避難所用品・非常食
		11	消防ポンプ
		12	消防ホース
		13	各種警察用装備品類
		14	その他
21	学校・保育用品類	01	運動器具・運動用具・施設遊具
		02	学校関係教材
		03	保育用品
		04	玩具・楽器類
		050	その他
22	記念品・看板・のぼり類	01	記念品・ギフト用品
		02	表彰用品・記章
		03	名入れ商品
		04	看板・立看板・プレート
		05	横断幕・旗・のぼり
		06	その他
23	その他	01	安全用品・交通安全用品
		02	花き・種苗・肥料
		03	飼料・園芸用品
		04	飲食料品
		05	茶
		06	漁具・漁網
		07	鳥獣害対策用品（電気柵・防護柵等）
		08	荒物・雑貨
		09	ごみ袋類
		10	各種保険
		11	木工品類
		12	その他

別表2 障がい者の区分一覧表

障害の区分	要件
身体障害者	原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者
重度	身体障害者のうち、1級又は2級の者
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○療育手帳の所持者 ○児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより知的障害者と認定された者
重度	<ul style="list-style-type: none"> ○療育手帳で程度が「A1」、「A2」と判定されている者 ○児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A1」、「A2」に相当する程度（特別障害者控除等を受けられる程度等）とする判定をもらっている者 ○障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者 <p>※これまでに、重度障害者介助等助成金の支給、特定求職者雇用開発助成金の支給、職場適応訓練の実施に当たって、「知的障害の程度が重い」とされた方については、「重度知的障害者」としての取扱いができる場合があります。詳細は管轄の公共職業安定所にお問い合わせください。</p>
精神障害者	<p>精神障害者保健福祉手帳の所持者で、障害の程度が1級、2級又は3級に該当する者</p> <p>※公共職業安定所等から精神障害者として紹介を受け雇用した方（障害者雇用納付金制度に基づく助成金や特定求職者雇用開発助成金の受給対象者等）については、精神障害者として取扱いができる場合があります。</p>

別表3 除外率一覧表

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」附則第1条の3関係)

除外率設定業種	除外率
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	5%
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む。）	10%
港湾運送業 警備業	15%
鉄道業 医療業 高等教育機関 介護老人保健施設 介護医療院	20%
林業（狩猟業を除く。）	25%
金属鉱業 児童福祉事業	30%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	35%
石炭・亜炭鉱業	40%
道路旅客運送業 小学校	45%
幼稚園 幼保連携型認定こども園	50%
船員等による船舶運航等の事業	70%

備考：林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）において分類された業種区分によるものとする。

別表4 登録申請書記入例

第1号様式（第3条関係）

障がい者雇用促進企業登録申請書（記入例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事 〇〇 〇〇〇 殿

所在地 大分市大手町3丁目1番1号
 商号又は名称 大分県株式会社
 代表者氏名 大分 太郎

障がい者雇用促進企業の登録を受けたいので、障がい者雇用促進企業等からの物品の購入に係る取扱い要綱第3条の規定により申請します。

なお、この申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

資格登録番号 10999999 (8桁の数字)	登録業種 01-01, 02, 03 02-02, 03	取扱品目 制服、作業服、雨衣、作業靴、長靴類	
障がい者の雇用状況	障がい者雇用率算定用の常時雇用する労働者の数 (② - (② × ③ ÷ 100))	①	40 人
	常時雇用する労働者の総数	②	40 人
	除外率 (%) (別表3に該当する業種の場合記入。該当しない場合は0%)	③	0 %
	雇用する障がい者の総数 (⑤ + ⑧)	④	7 人
	常時雇用 (⑥ × 2 + ⑦)	⑤	5 人 (2 × 2 + 1 = 5)
	重度障がい者 (重度の方は1名につき2名で計算)	⑥	2 人
	重度以外の障がい者 (1名につき1名で計算)	⑦	1 人
	短時間雇用 (⑨ + ⑩ × 0.5)	⑧	2 人 (1 + 2 × 0.5 = 2)
	重度障がい者 (重度の方は1名につき1名で計算)	⑨	1 人
	重度以外の障がい者 (1名につき0.5名で計算)	⑩	2 人
	障がい者雇用率 (%) (④ ÷ ① × 100)	⑪	17.5 % (この値が2.7%以上であればOK)

常時雇用労働者40名、身体障害者1名、身体障害者（重度）1名、知的障害者0名、知的障害者（重度）1名、短時間雇用身体障害者2名、短時間雇用身体障害者（重度）1名を雇用している場合の障害者雇用率の計算例で記載しています。

記入担当者	大分 次郎
連絡先	TEL 097-999-9998
	FAX 097-999-9999